

令和7年度医療施設等施設・設備整備事業に係る国庫補助事業の概要

補助金	事業区分	対象医療機関				実施要綱・通知等	補助対象経費	補助基準額 (面積の場合は交付要綱で定める基準単価を乗じた額)	国補助率	県負担率
		独法	公立	公的	民間					
医療施設等施設整備補助金	(1)へき地診療所施設整備事業	○	○	○	○	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	へき地診療所の新築、増改築、改修(既存のへき地診療所の改修は除く。)に要する工事費等及び買収に要する経費 ヘリポート整備に要する工事費等	(診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡ 96,836千円	1/2	—
	(2)過疎地域等特定診療所施設整備事業	×	○	×	×	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	過疎地域等特定診療所の新築、増改築、改修(既存の過疎地域等特定診療所の改修は除く。)に要する工事費等	(診療部門) 160㎡ (医師又は歯科医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	1/2	1/4
	(3)へき地保健指導所施設整備事業	×	○	×	×	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	へき地保健指導所の新築に要する工事費等	(指導・住宅併設) 120㎡ (指導部門) 70㎡ (住宅部門) 50㎡	1/3	—
	(4)研修医のための研修施設整備事業	△	×	×	○	研修医のための研修施設整備事業実施要綱(平成6年6月23日医政発第495号厚生省健康政策局長通知)	研修棟の新築、増改築に要する工事費等	研修医数×30㎡(1,000㎡を限度)	1/2	—
	(5)臨床研修病院施設整備事業	△	×	×	○	臨床研修病院研修施設整備事業実施要綱(平成7年7月27日健政発第606号厚生省健康政策局長通知)	外来診療棟(臨床研修を実施している診療部門及び診療科に限る。)の拡充整備に係る新築、増改築に要する工事費等	500㎡	1/2	—
	(6)へき地医療拠点病院施設整備事業	○	○	○	○	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	へき地医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	(診療部門) 1,000㎡ (医師住宅) 1戸当たり 80㎡(2戸を限度)	1/2	1/2
	(7)医師臨床研修病院研修医環境整備事業	△	×	×	○	医師臨床研修病院研修医環境整備事業実施要綱(平成14年2月8日医政発第0208010号厚生労働省医政局長通知)	臨床研修医の宿舍の新築、増改築、改修に要する工事費等	研修医数×20㎡	1/3	1/3
	(8)離島等患者宿泊施設施設整備事業	○	○	○	○	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	離島等患者宿泊施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	室数(8室を限度)×40㎡×+651千円(改修の場合は厚生労働大臣が必要と認めた額)	1/3	1/3
	(9)産科医療機関施設整備事業	○	○	○	○	産科医療確保事業実施要綱(平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知)	産科医療機関の新築、増改築、改修に要する工事費等	(診療部門) 194㎡ (宿泊施設) 室数(2室を限度)×40㎡	1/2	—
	(10)分娩取扱施設施設整備事業	○	○	○	○	産科医療確保事業実施要綱(平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知)	分娩取扱施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	(分娩室、病室、入所室等) 194㎡ (宿泊施設) 室数(2室を限度)×40㎡	1/2	—
	(11)解剖・死亡時画像診断等施設整備事業	○	○	○	○	死亡時画像診断システム等整備事業実施要綱(平成22年3月31日医政発0331第3号厚生労働省医政局長通知)	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、毒物検査の実施に必要な施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	(1)死亡時画像診断室整備の場合 69,984千円 (2)解剖室等整備の場合 173,694千円	1/2	—
	(12)有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	○	○	○	○	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業実施要綱(平成26年3月7日医政発0307第3号厚生労働省医政局長通知)	スプリンクラー等整備のために必要な工事費等 自動火災報知設備整備のために必要な工事費等	1通常型スプリンクラー 対象面積1㎡あたり 24千円 2水道連結型スプリンクラー 対象面積1㎡あたり 23千円 3パッケージ型自動消火設備 対象面積1㎡あたり 28千円 4消防法施行令第32条適用設備 対象面積1㎡あたり 27千円 消火ポンプユニットを整備する場合は1、2に限り 1施設当たり2,460千円を加算 1か所あたり 1,279千円	1/2	—
	(13)南海トラフ及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	○	○	○	○	南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱(平成27年4月9日医政発0409第26号厚生労働省医政局長通知)	市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に記載されたへき地医療拠点病院及びへき地診療所の移転新築に要する工事費又は工事請負費及び既存建物の除去費	(へき地医療拠点病院) 344,666千円 (へき地診療所) 19,759千円	1/2	—
	(14)院内感染対策施設整備事業	○	×	×	○	院内感染対策事業実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知)	病院の感染者のための個室整備に要する工事費等	1室当たり 29,420千円 (空調設備(空気清浄度クラス1万以上)を整備する場合) 37,469千円を加算	1/3	—
	(15)医療施設ブロック塀改修等施設整備事業	○	○	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	ブロック塀の改修等に要する工事費等	対象の長さ1m当たり 基準単価 97千円(ただし30mを上限)	1/3	—
	(16)重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	○	○	○	○	重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱(令和7年3月5日医政発0305第13号)	診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費等	(診療部門) 次のいずれかの面積 無床の場合 160㎡ 有床で5床以下の場合 240㎡ 有床で6床以上の場合 760㎡ (医師住宅) 80㎡ (看護師住宅) 80㎡	1/3	1/6

令和7年度医療施設等施設・設備整備事業に係る国庫補助事業の概要

補助金	事業区分	対象医療機関				実施要綱・通知等	補助対象経費	補助基準額 (面積の場合は交付要綱で定める基準単価を乗じた額)	国補助率	県負担率
		独法	公立	公的	民間					
医療施設等設備整備補助金	(1)へき地診療所設備整備事業	○	○	○	○	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	へき地診療所として必要な医療機器購入費	16,500千円	1/2	—
	(2)へき地患者輸送車(艇)整備事業	○	○	○	○	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	患者輸送用マイクロバス、ワゴン車等の購入費 患者輸送艇購入費 患者輸送用雪上車購入費 医師往診用小型雪上車購入費 巡回診療用自動車及び積載する医療機器購入費	(マイクロバスの場合)1台当たり 2,829千円 (ワゴン車の場合)1台当たり 1,474千円 1隻当たり 10,198千円 1台当たり 8,543千円 1台当たり 440千円 1台当たり 1,426千円	1/2	1/2
	(3)へき地巡回診療車(船)整備事業	○	○	○	○	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	巡回診療用雪上車及び積載する医療機器購入費 巡回診療用船舶建造費及び積載する医療機器購入費 歯科巡回診療用自動車及び積載する機器購入費	1台当たり 4,241千円 1隻当たり 9,081千円(中型は24,982千円) 1台当たり 20,000千円	1/2	1/2
	(4)離島歯科巡回診療用設備整備事業	×	△	×	×	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	離島歯科巡回診療に必要な歯科医療機器購入費	(遠隔型離島用設備) 1班当たり 1,870千円 (近接型離島用設備) 1班当たり 1,100千円	1/2	—
	(5)過疎地域等特定診療所設備整備事業	×	○	×	×	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	過疎地域等特定診療所として必要な医療機器購入費	16,500千円	1/2	1/4
	(6)へき地保健指導所設備整備事業	×	○	×	×	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	保健師用自動車購入費	1台当たり 478千円	1/3	—
	(7)へき地医療拠点病院設備整備事業	○	○	○	○	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	へき地医療拠点病院として必要な医療機器購入費 へき地医療拠点病院として必要な歯科医療機器等購入費	55,000千円 27,500千円	1/2	1/2
	(8)遠隔医療設備整備事業	○	○	○	○	地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱(平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知)	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費	(遠隔病理診断装置) 支援側医療機関 4,598千円 依頼側医療機関 14,198千円 (遠隔画像診断及び助言) 支援側医療機関 16,390千円 依頼側医療機関 14,855千円 (遠隔手術指導) 5,580千円 (オンライン診療装置) 2,660千円	1/2	—
	(9)臨床研修病院支援システム設備整備事業	△	×	○	○	臨床研修病院支援システム設備整備事業実施要綱(平成16年3月31日医政発第0331018号厚生労働省医政局長通知)	臨床病理検討会の適切な開催に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	(支援側医療機関) 7,857千円 (依頼側医療機関) 7,857千円	1/2	—
	(10)へき地・離島診療支援システム設備整備事業	○	○	○	○	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	へき地・離島における診療支援に必要な画像伝送・受信システム、テレビ会議システム及び附属機器等の購入費	(支援側医療機関) 7,857千円 (依頼側医療機関) 7,857千円	1/2	—
	(11)離島等患者宿泊施設設備整備事業	○	○	○	○	へき地保健医療対策等実施要綱(平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知)	離島等患者宿泊施設の初度設備に必要な備品購入費	1室当たり 233千円(8室を限度)	1/3	1/3
	(12)産科医療機関設備整備事業	○	○	○	○	産科医療確保事業実施要綱(平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知)	産科医療機関として必要な医療機器購入費	17,035千円	1/2	—
	(13)分娩取扱施設設備整備事業	○	○	○	○	産科医療確保事業実施要綱(平成21年4月1日医政発第0401007号厚生労働省医政局長通知)	分娩取扱施設として必要な医療機器購入費	17,035千円	1/2	—
	(14)ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援設備整備事業	○	○	○	○	周産期医療対策等事業実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知)	ICTを活用した産科医師不足地域に対する妊産婦モニタリング支援の実施に必要なサーバー、モニタ、ディスプレイ等の購入費等	1か所あたり 1 支援側医療機関 20,000千円 2 依頼側医療機関 10,000千円	1/2	—
	(15)解剖・死亡時画像診断システム設備整備事業	○	○	○	○	死亡時画像診断システム等整備事業実施要綱(平成22年3月31日医政発0331第17号厚生労働省医政局長通知)	死因究明のための解剖や死亡時画像診断、薬毒物検査の実施に必要な設備及び医療機器購入費(解剖台、薬物検査機器、CT、MRI等)	1 死亡時画像診断室整備の場合 37,180千円 2 解剖室等設備の場合 53,700千円	1/2	—
	(16)実践的手術手技向上研修実施機関設備整備事業	○	○	○	○	実践的手術手技向上研修設備整備事業実施要綱(平成30年3月30日医政発0330第6号厚生労働省医政局長通知)	実践的手術手技向上研修実施機関として必要な医療機器等購入費	1か所当たり 71,191千円	1/2	—
	(17)在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	○	○	○	○	在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱(平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知)	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	1台あたり212千円	1/2	—
	(18)遠隔ICU体制整備促進事業	○	○	○	○	救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)	遠隔ICU体制の整備に必要なデータセンター、データシステム構築費用及び附属機器等の購入費	1か所あたり 1 支援側医療機関 120,000千円 2 依頼側医療機関 60,000千円	1/2	—
	(19)重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業	○	○	○	○	重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業実施要綱(令和7年3月5日医政発0305第13号)	診療所として必要な医療機器等購入費	1か所あたり 16,500千円	1/3	1/6

令和7年度医療施設等施設・設備整備事業に係る国庫補助事業の概要

補助金	事業区分	対象医療機関				実施要綱・通知等	補助対象経費	補助基準額 (面積の場合は交付要綱で定める基準単価を乗じた額)	国補助率	県負担率
		独法	公立	公的	民間					
医療提供体制施設整備交付金	(1) 休日夜間急患センター施設整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知）	休日夜間急患センターの新築、増改築に要する工事費等	次のいずれかの面積 (人口10万人以上の場合) 150㎡ (人口5万人以上10万人未満の場合) 100㎡	0.33	—
	(2) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院施設整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知）	病院群輪番制病院又は共同利用型病院の新築、増改築に要する工事費等	150㎡	0.33	—
							CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	15㎡×心臓病専用病床数（2床を限度）		
							SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	15㎡×脳卒中専用病床数（2床を限度）		
	(3) 救急ヘリポート施設整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知）	ヘリポート整備に要する工事費等	60,772千円	0.33	—
	(4) ヘリポート周辺施設施設整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知）	ドクターヘリ基地病院等への格納庫整備に必要な工事費等	212,838千円	0.33	—
							ドクターヘリ基地病院等への給油施設整備に必要な工事費等	134,038千円		
							ドクターヘリ基地病院等への融雪施設整備に必要な工事費等	134,038千円		
	(5) 救命救急センター施設整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知）	救命救急センターの新築、増改築に要する工事費等	2,300㎡	0.33	—
							ヘリポート整備に要する工事費等	96,836千円		
							SCUの新築、増改築、改修に要する工事費等	15㎡×脳卒中専用病床数（4床を限度）		
							小児救急専門病床の新築、増改築、改修に要する工事費等	15㎡×小児救急専門病床数（6床を限度）		
CCUの新築、増改築、改修に要する工事費等							15㎡×心臓病専門病床数（4床を限度）			
重症外傷専用病室の新築、増改築、改修に要する工事費等							15㎡×重症外傷専門病床数（4床を限度）			
(6) 小児救急医療拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知）	救命救急センターの新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	2,300㎡×84,100円	0.33	—	
						小児救急医療拠点病院の新築、増改築に要する工事費等	150㎡			
(7) 小児初期救急センター施設整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知）	小児初期救急センターの新築、増改築、改修に要する工事費等	300㎡	0.33	—	
(8) 小児集中治療室施設整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知）	小児集中治療室の新築、増改築、改修に要する工事費等	20㎡×小児集中治療室病床数	0.33	—	
(9) 小児医療施設施設整備事業	○	×	○	○	周産期医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知）	小児医療施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	800㎡ (小児総合病院) 4,000㎡	0.33	—	
(10) 周産期医療施設施設整備事業	○	×	○	○	周産期医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知）	母体・胎児集中治療管理室の新築・増改築・改修に要する工事費等、周産期専用病棟、産科区域整備に必要な各部門の病棟の入口の扉の設置・病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費等	(MFICU整備) 300㎡ (産科区域整備) 239,300円/㎡	0.33	—	
(11) 地域療育支援施設施設整備事業	○	×	○	○	周産期医療対策事業等実施要綱（平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知）	地域療育支援施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	130㎡×床数（10床を限度）	0.50	—	
(12) 共同利用施設施設整備事業	○	×	×	○	共同利用施設整備事業実施要綱（昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知）	共同利用施設又は地域医療支援病院の共同利用部門の新築、増改築に要する工事費等	(特殊診療棟) 300㎡ (開放型病棟) 一般病床（50床を限度）×13.88(12.56)㎡	0.33	—	

令和7年度医療施設等施設・設備整備事業に係る国庫補助事業の概要

補助金	事業区分	対象医療機関				実施要綱・通知等	補助対象経費	補助基準額 (面積の場合は交付要綱で定める基準単価を乗じた額)	国補助率	県負担率
		独法	公立	公的	民間					
医療提供体制施設整備交付金	(13) 医療施設近代化施設整備事業	○	×	○	○	医療施設近代化施設整備事業実施要綱(平成5年12月15日健政発第786号厚生省健康政策局長通知)	医療施設の患者の療養環境、医療従事者の職場環境、衛生環境の改善及び患者サービスの向上等に係る新築、増改築、改修に要する工事費等	(1) 精神病院(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) (加算条件) 25(15)㎡×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) (電子カルテ) 605千円×整備後の整備区域の病床数(150床(300床)を限度) (2) 結核病棟改修等整備事業(病棟整備) 25(22)㎡×整備後の整備区域の病床数 (陰圧化等空調整備を併せて行う場合) 15㎡×整備後の整備区域の病床数 (3) 承継に伴う診療所次のいずれかの面積(無床の場合) 160㎡ (有床で5床以下の場合) 240㎡ (有床で6床以上の場合) 760㎡ (4) 改修等により療養病床を整備する診療所 8,257千円×整備後の療養病床の病床数 (5) 療養病床療養環境改善事業(機能訓練室) 40㎡ (患者食堂) 1㎡×療養病床数 (浴室) 浴室1か所当たり 24,138千円 [〃] (6) 介護老人保健施設及び診療所(介護老人保健施設) 整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病床数を限度)×8,528(10,233、4,264)千円 (併設診療所) 160㎡ [〃]	0.33	—
	(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	基幹災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	2,300㎡×84,100円(免震化92,510円) (1s値0.4未満 399,800円(免震化439,780円))	0.50	—
							備蓄倉庫整備に要する工事費等	198,937千円	0.33	—
							自家発電装置整備に要する工事費等	182,276千円	0.33	
							受水槽整備に要する工事費等	167,974千円	0.50	
							研修部門整備に要する工事費等	153,031千円	0.33	
							ヘリポート整備に要する工事費等	179,410千円	0.33	
(15) 地域災害拠点病院施設整備事業	○	×	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	地域災害拠点病院の新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	2,300㎡×84,100円(免震化92,510円) (1s値0.4未満 399,800円(免震化439,780円))	0.50	—	
						備蓄倉庫整備に要する工事費等	56,113千円	0.33	—	
						自家発電装置整備に要する工事費等	182,276千円	0.33		
						受水槽整備に要する工事費等	167,974千円	0.50		
						ヘリポート整備に要する工事費等	96,836千円	0.33		
						給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事等	78,989千円	0.50		
(16) 災害拠点精神科病院施設整備事業	○	×	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	災害拠点精神科病院として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費等	2,300㎡×84,100円(免震化92,510円) (1s値0.4未満 399,800円(免震化439,780円))	0.50		—
						自家発電装置整備に要する工事費等	182,276千円	0.33	—	
						受水槽整備に要する工事費等	167,974千円	0.50		
						給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事等	78,989千円	0.50		
						非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費等	36,426千円	0.33		
(17) 腎移植施設施設整備事業	○	×	○	○	腎移植施設整備事業実施要綱(昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知)	腎移植施設の新築、増改築に要する工事費等	100㎡	0.33		—

令和7年度医療施設等施設・設備整備事業に係る国庫補助事業の概要

補助金	事業区分	対象医療機関				実施要綱・通知等	補助対象経費	補助基準額 (面積の場合は交付要綱で定める基準単価を乗じた額)	国補助率	負担率
		独法	公立	公的	民間					
医療提供体制施設整備交付金	(18) 特殊病室施設整備事業	○	×	○	○	特殊病室施設整備事業実施要綱(平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知)	特殊病室(無菌室)整備に要する工事費等	1室当たり 79,531千円	0.33	—
	(19) 肝移植施設施設整備事業	○	×	○	○	肝移植施設整備事業実施要綱(平成19年3月26日健発第0326008号厚生労働省健康局長通知)	肝移植施設の新築、増改築に要する工事費等	100㎡	0.33	—
	(20) 治験施設施設整備事業	○	×	×	○	治験推進対策施設整備事業実施要綱(平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知)	治験施設の新築、増改築、改修に要する工事費等	(治験専門外来) 100㎡ (治験管理部門) 75㎡	0.33	—
	(21) 特定地域病院施設整備事業	○	×	○	○	-	特定地域病院の改築、改修(補強)に要する工事費等	(1)改築(病棟) 既存病床数×30%×13.88㎡ (診療棟) 改築部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積 (2)補強(病棟) 既存病床数×30%×13.88㎡×84,100円 (診療棟) 補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積×84,100円	0.33	—
	(22) 医療施設土砂災害防止施設整備事業	○	×	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	土砂災害危険か所に所在する医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強、既存建物に対する補強及び防護壁の設置等に要する工事費等	66,400千円	0.33	—
	(23) 医療施設等耐震整備事業	○	×	△	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	医療施設等耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物の補強に要する工事費等	○病院の場合 2,300㎡×84,100円(免震化 92,510円) (1s値0.4(0.3)未滿 399,800円(免震化439,780円)) ○看護師等養成所の場合 2,300㎡×64,200円(免震化70,620円) (1s値0.3未滿 305,500円) ※1s値0.3未滿のメニューに限り、公的団体も交付金事業者となり得る	0.50	—
	(24) 南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業	○	×	○	○	南海トラフ地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱(令和5年5月17日医政発0517第7号厚生労働省医政局長通知)	施設の移転新築に要する工事費等及び既存建物の除去費	救命救急センター 1,156,561千円 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 120,603千円 救急告示病院 120,603千円 在宅当番医制病院 120,603千円 在宅当番医制診療所 19,759千円 在宅当番医制歯科診療所 19,759千円 休日夜間急患センター 19,759千円 休日等歯科診療所 19,759千円 時間外診療実施診療所 19,759千円 基幹災害拠点病院 1,018,463千円 地域災害拠点病院 672,866千円 周産期母子医療センター 125,265千円 小児救急医療拠点病院 42,340千円 在宅医療実施病院 120,603千円 在宅医療実施診療所 19,759千円 在宅医療実施歯科診療所 19,759千円 がん医療実施診療所 19,759千円 脳卒中医療実施病院 120,603千円 精神科病院 120,603千円 精神科救急医療センター 1,156,561千円 助産所 19,759千円	0.33	—
	(25) アスベスト除去等整備事業	○	×	○	○	アスベスト除去等整備事業実施要綱(平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知)	アスベスト等の除去等に要する工事費等	アスベスト等の除去等を行う壁等の延べ面積×56,600円	0.33	—
	(26) 医療機器管理室施設整備事業	○	×	×	○	医療機器管理室施設整備事業実施要綱(平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知)	医療機器管理室の新築、増改築、改修に要する工事費等	80㎡	0.33	—
(27) 地球温暖化対策施設整備事業	○	×	○	○	地球温暖化対策施設整備事業実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知)	地球温暖化対策に資する施設整備に要する工事費等	109,430千円	0.33	—	
(28) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	○	×	○	○	看護職員確保対策事業等実施要綱(平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知)	看護師の特定行為研修の実施に必要な新築、増改築及び改修に要する工事費等	基準面積 80㎡	0.50	—	

令和7年度医療施設等施設・設備整備事業に係る国庫補助事業の概要

補助金	事業区分	対象医療機関				実施要綱・通知等	補助対象経費	補助基準額 (面積の場合は交付要綱で定める基準単価を乗じた額)	国補助率	県負担率
		独法	公立	公的	民間					
医療提供体制施設整備交付金	(29) 地域拠点歯科診療所施設整備事業	○	×	○	○	歯科保健医療対策事業実施要綱(平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知)	地域拠点歯科診療所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	基準面積 150 m ²	0.50	—
	(30) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業	○	×	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	非常用自家発電設備整備又は更新に必要な工事費等	1か所当たり 182,276千円	0.33	—
							受水槽整備又は更新に必要な工事費等	1か所当たり 167,974千円	0.50	
							給水設備整備(地下水利用のための設備整備、受水槽増設又は補強等)に必要な工事費等	1か所当たり 78,989千円	0.50	
(31) 医療施設浸水対策事業	○	×	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	非常用自家発電装置の燃料タンク増設又は補強等に必要な工事費等	1か所当たり 36,426千円	0.33	—	
						医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費等	医療用設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1施設当たり 51,439千円	0.33		
						電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設に必要な工事費等	電源設備の想定浸水深または基準水位以上への移設が必要と認められるもの1施設当たり 40,591千円			
						止水板の設置に必要な工事費等	止水板もしくは防水壁の設置が必要と認められるもの1施設当たり 72,300千円			
排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置に必要な工事費等	排水ポンプ及び雨水貯留槽の設置が必要と認められるもの1施設当たり 28,158千円									
医療提供体制推進事業費補助金	7(7) 休日夜間急患センター設備整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)	休日夜間急患センターとして必要な医療機器等の備品購入費	次のいずれかの額 (人口10万人以上の場合) 4,400(11,000)千円 (人口5万人以上10万人未満の場合) 3,300(8,250)千円	1/3	1/3
	7(イ) 小児初期救急センター設備整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)	小児初期救急センターとして必要な医療機器の備品購入費	11,000千円	1/3	1/3
	7(ウ) 病院群輪番制病院及び共同利用型病院設備整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)	病院群輪番制病院又は共同利用型病院として必要な医療機器の備品購入費	(医療機器) 22,000(110,000)千円 (心臓病専用医療機器) 6,285千円 (脳卒中専用医療機器) 6,285千円	1/3	1/3
	7(エ) 救命救急センター設備整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等の備品購入費	(医療機器) 256,300千円 (30床未満の場合の減額) 床数×8,470千円 (重症熱傷医療を行う場合の加算) 44,000千円 (心臓病専用医療機器) 62,856千円 (脳卒中専用医療機器) 62,856千円 (小児救急専用医療機器) 62,856千円 (重症外傷専用医療機器) 62,856千円	1/3	1/3
							心電図受信装置の購入費	2,774千円		
							ドクターヘリとの通信に必要な無線装置の購入費	1,100千円		
							ドクターカー及び搭載する医療機器等の備品購入費	58,737千円		
	7(オ) 高度救命救急センター設備整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)	高度救命救急センターとして必要な広範囲熱傷、指肢切断、急性中等毒の特種疾病患者用医療機器購入費	(広範囲熱傷用医療機器) 88,000千円 (指肢切断用医療機器) 8,542千円 (急性中等毒用医療機器) 32,039千円	1/3	1/3
	7(カ) 小児救急医療拠点病院設備整備事業	○	×	○	○	救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)	小児救急医療拠点病院として必要な医療機器の備品購入費	22,000千円	1/3	1/3
	7(キ) 小児集中治療室設備整備事業	○	○	○	○	救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)	小児集中治療室として必要な医療機器等の備品購入費	11,550千円	1/3	1/3
	7(ク) 病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進設備整備事業	○	○	○	○	救急医療対策事業実施要綱(昭和52年7月6日医発第692号厚生労働省医政局長通知)	病院救急車に搭載する医療機器等の整備	未定	1/2	—
	イ 小児救急遠隔医療設備整備事業	○	○	○	○	地域医療の充実のための遠隔医療補助事業実施要綱(平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知)	小児救急遠隔医療の実施に必要なテレパソロジー、テレラジオロジー、テレビ電話等コンピュータ及び付属機器等の購入費	(支援側医療機関) 25,073千円 (依頼側医療機関) 病院 29,159千円 診療所 23,104千円	1/2	1/4
	ウ(7) 小児医療施設設備整備事業	○	×	○	○	周産期医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知)	小児医療施設として必要な医療機器等(NICUに必要な医療機器を含む。)の備品購入費	26,400千円 (NICUに必要な医療機器を整備する場合の加算) 9,900千円+ (1,650千円×NICU病床数) (16,500千円を限度)	1/3	1/3
ウ(イ) 周産期医療施設設備整備事業	○	×	○	○	周産期医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知)	周産期医療施設として必要な医療機器等(MFICUに必要な医療機器を含む。)の備品購入費	31,975千円	1/3	1/3	
					ドクターカー及び搭載する医療機器等の備品購入費	32,039千円				

令和7年度医療施設等施設・設備整備事業に係る国庫補助事業の概要

補助金	事業区分	対象医療機関				実施要綱・通知等	補助対象経費	補助基準額 (面積の場合は交付要綱で定める基準単価を乗じた額)	国補助率	県負担率
		独法	公立	公的	民間					
医療提供体制推進事業費補助金	ウ(ウ) 地域療育支援施設設備整備事業	○	×	○	○	周産期医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知)	地域療育支援施設に必要な医療機器等の購入費	3,300千円×病床数 (ただし10床分を限度とする)	1/2	—
	イ 共同利用施設設備整備事業	○	△	○	○	共同利用施設整備事業実施要綱(昭和59年10月25日健政発第263号厚生省健康政策局長通知)	共同利用施設として必要な共同利用高額医療機器の購入費 地域医療支援病院として必要な共同利用高額医療機器の購入費	220,000千円 220,000千円	1/3 1/3	— 1/3
	オ(7) 基幹災害拠点病院設備整備事業	○	×	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	基幹災害拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費 緊急車輛(緊急車輛に常備する携帯式の応急用医療資機材、テント、発電機等設備を含む。)の購入費	32,039千円 31,865千円 (外部給電器を購入する場合2,200千円を加算)	1/3	—
	オ(イ) 地域災害拠点病院設備整備事業	○	×	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	地域災害拠点病院として必要な医療機器等の備品購入費 緊急車輛(緊急車輛に常備する携帯式の応急用医療資機材、テント、発電機等設備を含む。)の購入費	19,224千円 31,865千円 (外部給電器を購入する場合2,200千円を加算)	1/3	1/3
	オ(ウ) N B C 災害・テロ対策設備整備事業	○	○	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	N B C 災害及びテロ発生時における災害・救急医療提供体制整備に必要な医療機器等の購入費	33,762千円	1/2	1/2
	オ(エ) 航空搬送拠点臨時医療施設設備整備事業	×	△	×	×	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	航空搬送拠点臨時医療施設として必要な医療機器等の購入費	43,914千円	1/2	—
	オ(オ) 災害拠点精神科病院等設備等整備事業	○	○	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	災害拠点精神科病院及びD P A T 先遣隊を有する病院として必要な広域災害・救急医療情報システム端末等の購入費	8,676千円	1/3	1/3
	オ(カ) 医療施設非常用通信設備整備事業	○	×	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	災害時における通信手段の確保を図るために必要な通信設備の購入費	741千円	1/3	—
	オ(キ) 災害・感染症医療業務従事者派遣設備整備事業	○	○	○	○	災害医療対策事業等実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知)	災害・感染症医療業務従事者派遣に必要な設備の購入費 緊急車輛(緊急車輛に常備する携帯式の応急用医療資機材、テント、発電機等設備を含む。)の購入費	19,224千円 31,865千円	1/3	—
	カ 人工腎臓装置不足地域設備整備事業	○	×	○	○	人工腎臓装置不足地域設備整備事業実施要綱(昭和59年9月21日健医発第339号厚生省保健医療局長通知)	人工腎臓装置の購入費	(多人数用) 14,080千円 (単身用) 7,150千円	1/3	—
	キ H L A 検査センター設備整備事業	○	×	○	○	H L A 検査センター設備整備事業実施要綱(平成8年5月10日健医発第603号厚生省保健医療局長通知)	組織適合検査に必要な備品購入費	22,000千円	1/2	—
	ク 院内感染対策設備整備事業	○	×	○	○	院内感染対策事業実施要綱(平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知)	病院の院内感染の拡大防止に必要な自動手指消毒器の購入費	(1)50床未満 1,066千円 (2)50床以上100床未満 1,386千円 (3)100床以上200床未満 2,243千円 (4)200床以上300床未満 3,416千円 (5)300床以上 4,590千円	1/3	1/3
	ケ 環境調整室設備整備事業	×	△	×	×	環境調整室設備整備事業実施要綱(平成14年3月29日健発第0329023号厚生労働省健康局長通知)	環境調整室に必要な検査機器の備品購入費	38,762千円	1/3	—
	コ 内視鏡訓練施設設備整備事業	○	×	○	○	内視鏡訓練施設整備事業実施要綱(平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知)	内視鏡手術の研修に必要な手術台、麻酔器、无影灯、スコープ、光源装置等の購入費	220,000千円	1/2	1/2
	サ 医療機関アクセス支援車整備事業	×	○	×	×	医療機関アクセス支援車整備事業実施要綱(平成20年4月25日医政発第0425004号厚生労働省医政局長通知)	医療機関の所在する地域へ運行されるマイクロバスの購入費 医療機関の所在する地域へ運行されるワゴン車等の購入費	2,828千円 1,474千円	1/3	1/3

【留意事項】

- ※あくまで各補助事業の概要を整理した一覧表であるため、詳細については交付要綱及び関係する実施要綱等を確認すること。
- ※本表に記載の内容は令和6年度時点の交付要綱(案)の内容であり、今後、事業の改廃や単価・補助率が変更となる場合があります
- ※「事業者」欄の区分及び記号の意味は、以下のとおり。
「独法」…独立行政法人国立病院機構等の独立行政法人、国立大学法人等
「公立」…地方公共団体、地方独立行政法人
「公的」…日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会
「民間」…上記以外の者
- ：事業者となり得る △：一部のみ事業者となり得る ×：事業者となり得ない
- ※「県負担率」欄は、間接補助事業に係る都道府県の最低の負担率(持ち出しとなる率)であり、国補助率と県負担率を合算した率が医療機関への補助率となる。
(例：国1/2県1/2⇒補助率2/2、国1/3県1/3⇒補助率2/3 国1/2県なし⇒補助率1/2)